

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県介護保険広域連合は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

福岡県介護保険広域連合長

## 公表日

令和8年2月24日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>福岡県介護保険広域連合は、介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</li><li>・第1号、第2号被保険者の被保険者証の発行・交付</li><li>・保険料賦課、特別徴収額の通知</li><li>・保険料の減免、徴収猶予等の申請受付及び決定</li><li>・保険料滞納者に係る支払い方法の変更</li><li>・要介護(要支援)の新規、更新および区分変更の申請受付及び決定</li><li>・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給</li><li>・居宅及び介護予防サービス計画届出の登録</li><li>・利用額負担割合の決定</li><li>・負担限度額認定や各種減免認定の申請受付及び決定</li><li>・高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、総合事業高額医療合算介護予防サービス費等支給申請受付及び支給決定</li></ul> <p>番号法第9条第1項別表100の項に基づいて、福岡県介護保険広域連合は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、認定審査会システム、団体内統合宛名システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

(1)資格ファイル (2)認定ファイル (3)受給ファイル (4)給付ファイル (5)賦課ファイル (6)収滞納ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第100の項</li></ul> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(番号法別表関係省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法別表関係省令第50条</li></ul> <p>3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第9条</li></ul>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【1 情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項</li></ul> <p>【2 情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、132の項</li></ul>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務課
②所属長の役職名	総務課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	福岡県介護保険広域連合本部総務課 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-643-7055
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	福岡県介護保険広域連合本部総務課 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-643-7055
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	計画的に研修を実施し、未受講者に対してはリマインドする等受講を促している。また年1回以上の監査及び自己点検を実施し、継続的なセキュリティの維持・改善に取り組んでいる。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [      ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input checked="" type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は	介護保険に関する事務	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	追加事項	・利用額負担割合の決定 ・総合事業高齢医療合算介護予防サービス費等	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、中間サーバー、認定審査会支援システム	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、	・別表第一省令第50条	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムに情報連携	【情報提供に関する法令上の根拠】	【1 情報提供の根拠】	事後	
平成28年10月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満 平成27年10月31日時点	30万人以上 平成28年9月1日時点	事後	
平成28年10月7日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	総務課長 緒方 博	総務課長	事後	重要な修正には該当しない変更(役職名の記載のみに様式)
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	総務課 総務係	福岡県介護保険広域連合本部総務課 福岡市博多区千代4-1-27	事後	重要な修正には該当しない変更(住所等の追加)
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	総務課 総務係	福岡県介護保険広域連合本部総務課 福岡市博多区千代4-1-27	事後	重要な修正には該当しない変更(住所等の追加)
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な修正には該当しない変更(時点修正のみ)
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な修正には該当しない変更(時点修正のみ)
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	重要な修正には該当しない変更(様式変更に伴うもの)
令和4年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴う追加
令和4年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムに情報連携	【1 情報提供の根拠】	【1 情報提供の根拠】	事前	重要な修正には該当しない変更(根拠法令の整理(法改正に伴う修正))
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	重要な修正には該当しない変更(時点修正のみ)
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	重要な修正には該当しない変更(時点修正のみ)
令和5年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	サービス検索・電子申請機能による申請受付開始に伴う再実施によるもの
令和5年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	サービス検索・電子申請機能による申請受付開始に伴う再実施によるもの
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	標準化システム導入に伴う
令和8年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務	②事務の概要 番号法の別表第二	②事務の概要 番号法第9条第1項 別表100の項	事後	重要な修正には該当しない変更(根拠法令の整理(法改正に伴う修正))
令和8年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務	③システムの名称 介護保険システム、中間サーバー、認定審査会システム	③システムの名称 介護保険システム、中間サーバー、認定審査会システム、団体内統合宛名システム	事後	仕様変更に伴う
令和8年2月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1番号法第9条第1項 別表第一の68の項	1 番号法第9条第1項 別表第100の項	事後	重要な修正には該当しない変更(根拠法令の整理(法改正に伴う修正))
令和8年2月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2 別表第一省令	2 番号法別表関係省令	事後	重要な修正には該当しない変更(根拠法令の整理(法改正に伴う修正))
令和8年2月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムに情報連携	②法令上の根拠 【1 情報提供の根拠】 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、90項、94項、95項、97項、108項、109項、117項、120項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	②法令上の根拠 【1 情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号「番号法第19条第8号主務省令」という。)第2条の表において、介護保険給付等関係情報及び介護保険法による給付の支給に関する情報を提供することとされているもの	事後	重要な修正には該当しない変更(根拠法令の整理(法改正に伴う修正))
令和8年2月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムに情報連携	②法令上の根拠 【2 情報照会の根拠】 (1) 番号法第19条第8号 別表第二第93項、第94項(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条	②法令上の根拠 【1 情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 【2 情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、132の項	事後	重要な修正には該当しない変更(根拠法令の整理(法改正に伴う修正))
令和8年2月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規追加	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か十分である  判断の根拠 計画的に研修を実施し、未受講者に対してはリマインドする等受講を促している。また年1回以上の監査及び自己点検を実施し、継続的なセキュリティの維持・改善に取り組んでいる。	事後	新様式への変更に伴う項目の追加